

答 申
伊予市補助金等の見直しについて

平成20年1月22日

伊予市補助金等審議会

伊予市補助金等審議会

会 長	氏 兼 惟 和	学識経験者	松山短期大学教授
副会長	甲 斐 朋 香	〃	松山大学准教授
	亀 岡 幹 児	公募による者	双海町上灘
	古 川 功	〃	稲荷
	藤 本 壽美雄	市長が必要と認めた者	元中山町代表監査委員
	城 戸 恒	〃	ヤマキ㈱代表取締役会長
事務局	行政改革・政策推進室		

1 経 過

このたび市長から、目的や効果の視座をもって検証することにより、公平性・公益性・地域性などを総合的に判断しながら「ひと・まち・自然が会う郷（くに）」の将来像を描くにふさわしい補助金等の在り方について検討するよう諮問を受け、すべての補助金等〔別紙1〕を対象に、市当局が内部基準として平成18年11月に制定した補助金等の見直し基準〔別紙2〕に照らし合わせて審議を行った。

本年度に見直し対象とした補助金等は、平成19から20年度までを集中改革期間として設定されている、単独・団体補助（市独自の財源により団体に対してその育成や運営を行うために交付する給付金）の63件、平成19年度予算額ベースで約1億2千3百万円である。

審査に当たっては、担当各課が作成した補助金等見直し検証シートを精査し、必要に応じて交付要綱・計画書・予算書・実績書・決算書の提出を求めるなど、単なる数値からの判断によるだけでなく、地域の状況・文化を踏まえ歴史的な背景を考慮しながら、状況によっては見直し基準そのものについての見直しにも踏み込む構えで意見を出し合うこととした。

審議会日程

- 平成19年10月 2日(火) 委嘱状の交付
補助金等の見直し基準の説明
- 10月31日(水) 補助金等検証シートによる審議
〔単独・団体No. 1～ 5〕
- 11月 7日(水) 補助金等検証シートによる審議
〔単独・団体No. 6～17〕
- 11月20日(火) 補助金等検証シートによる審議
〔単独・団体No. 18～43〕
- 12月10日(月) 補助金等検証シートによる審議
〔単独・団体No. 44～63〕
- 平成20年 1月 8日(火) 補助金等検証シートによる審議
〔審議保留分・総括〕

2 結 果

慎重審議の結果、補助金項目毎に個別的な意見をまとめた結論については、審議内容一覧表〔別紙3〕のとおりとし、補助金制度の在り方に対する総括的な意見をまとめた結論については、下記のとおりとした。

個別的結論

区 分	件数	割合
増額方向で見直し	1 件	2 %
現行どおり	9 件	14 %
現行どおり・後に見直し	21 件	33 %
減額方向で見直し	30 件	48 %
廃 止	2 件	3 %
合 計	63 件	

市当局においては、今後の市政運営等において、審議内容一覧表の結論を十分に勘案され、交付内容の見直しを行うに至った事項に関しては、補助金交付団体に対する説明責任を担うこととし、団体名及び内容に関する情報についても、ホームページ等を介して積極的に公表することを望むものとする。

総括的結論

- (1) 補助金等の交付対象となる団体については、その組織に関する総ての事業報告や収支決算等をもって担当部局が現状把握を行い、常に適切な補助金額を算定する。
- (2) 補助金額と比較して例年多額の繰越金を発生させている団体には、既得権的な定額補助に起因するものがあると考えられるため、前例踏襲による補助金の支出を改める。
- (3) 補助金等に関する実績報告については、補助金の使途に関する実態把握が容易に行えるよう、新たな様式を作成する等の改善を加え、明瞭な報告を義務付ける。
- (4) 団体により、飲食費や日当支給に関する補助対象経費の扱いに差異が見受けられるため、統一的な基準を示すことにより、補助対象か否かの判断を明確にする。

- (5) 合併に伴い発生した同一目的団体は、補助金の効率化を図る観点から交付要綱を見直すこととし、可能であれば組織自体の統合をも視野に入れて再編を行う。
- (6) 行政との協働を目的とした発展的な補助金が創出されるよう、一定の条件のもとに補助金を享受することが可能となる、公募方式による市民に開かれた制度の検討を求める。

上記の点については、今後の補助金制度の在り方を踏まえた上で、市当局と本審議会が引き続き協議・検討を重ねつつ、是正・改善して行くものとする。

3 ま と め

今回の補助金等の見直しに関する審議においては、市の厳しい財政事情を考慮しながら、納税者・生活者としての市民の目線・感覚に立って踏み込んだ審議を行った。

その結果、その必要性や効果等について、何らかの問題のある補助金が、大多数を占めていることが明らかになった。そのうち早急に対応すべきものについては、「廃止」又は、活動内容の見直し等による「削減方向で見直し」の努力を求めることとした。

ただし、補助金の削減を、関係団体や関係地域から十分な理解を得られていない状態のまま、あるいは、削減後における具体的な対応策が検討されていない状態のままで、一挙に押し進めた場合には、団体や地域の活性化に対する熱意を失わせてしまう懸念もあるため、「当面は現行どおり・後で見直し」としたものも多い。

こうしたものについては、今後、市当局と団体・地域が密接に協議を行い、関係者の十分な理解を得た上で、「補助金等の見直し基準」に基づく集中改革期間内に、改善へ向けた取り組みを行うよう求めるものとする。

この答申の趣旨が、今後、市当局の高度な政策判断の中に活かされ、各種補助金がこれまで以上に有効に使われることにより、伊予市がめざす、「市民と行政との協働によるまちづくり」が着実に進展する一助となることを期待する。

以 上

補助金・助成金・交付金等一覧表

〔別紙1〕

No.	補助金等の名称	H19予算額(千円)	補助・単独の別	事業・団体の別	対象件数	交付団体件数
1	伊予市交通安全運動推進費助成金	800	単独	団体	0	7
2	伊予市自主防災組織結成支援補助金	9,250	単独	団体	0	50
3	伊予市幼年消防クラブ、伊予市少年消防クラブ及び伊予市婦人防火クラブの運営費補助金	300	単独	団体	0	3
4	消防団本部運営費補助金	540	単独	団体	0	11
5	人権相談運営補助金	350	単独	団体	0	1
6	愛媛県更生保護事業補助金	42	単独	団体	0	1
7	傷痍軍人会補助金	100	単独	団体	0	1
8	ボランティアセンター設置補助金	1,030	単独	団体	0	1
9	遺族会補助金	722	単独	団体	0	1
10	社会福祉協議会専門職員補助金	42,668	単独	団体	0	1
11	社会福祉協議会補助金(社協運営費)	755	単独	団体	0	1
12	社会福祉協議会補助金(社会福祉活動事務費)	613	単独	団体	0	1
13	社会福祉協議会補助金(社会福祉活動費)	84	単独	団体	0	1
14	民生児童委員協議会事務局運営補助金	806	単独	団体	0	1
15	伊予地区保護司会助成金	909	単独	団体	0	1
16	人権対策協議会補助金(伊予)	6,270	単独	団体	0	1
17	伊予市手をつなぐ育成会補助金	100	単独	団体	0	1
18	身体障害者福祉協会等補助金(視覚障害者福祉協会補助金)	20	単独	団体	0	1
19	身体障害者福祉協会等補助金(手話ボランティア団体育成補助金)	20	単独	団体	0	1
20	身体障害者福祉協会等補助金(身体障害者福祉協会補助金)	100	単独	団体	0	1
21	精神障害者地域家族会助成金他	50	単独	団体	0	1
22	特別養護老人ホーム建設借入償還金助成金	16,427	単独	団体	0	1
23	(社)愛媛県精神障害者福祉会連合会賛助会費	41	単独	団体	0	1
24	食生活改善推進協議会助成金	50	単独	団体	0	1
25	循環型社会づくり推進活動費補助金	350	単独	団体	0	1
26	伊予市農山漁村男女共同参画社会づくり推進協議会補助金	400	単独	団体	0	1
27	伊予市生活研究協議会補助金	400	単独	団体	0	1
28	伊予市認定農業者協議会補助金	300	単独	団体	0	1
29	伊予市青年農業者協議会補助金	250	単独	団体	0	1
30	伊予市中山町たばこ関係団体活動経費補助金(たばこ耕作組合青年部会)	63	単独	団体	0	1
31	伊予市中山町たばこ関係団体活動経費補助金(たばこ育苗組合)	225	単独	団体	0	1
32	伊予市中山町農業者協議会活動経費補助金	200	単独	団体	0	1
33	伊予市双海農村創造塾補助金	270	単独	団体	0	1
34	森林組合事業助成金	6,310	単独	団体	0	1
35	双海町林業研究グループ補助金	150	単独	団体	0	1
36	森林組合しいたけ生産組合補助金	236	単独	団体	0	1
37	伊予市魚食普及活動費補助金	400	単独	団体	0	2
38	伊予市水産漁業振興事業補助金	3,000	単独	団体	0	1
39	伊予市双海町漁業後継者対策事業費補助金(上灘漁業後継者対策事業費補助金)	200	単独	団体	0	1
40	伊予市双海町漁業後継者対策事業費補助金(下灘漁業後継者対策事業費補助金)	200	単独	団体	0	1
41	伊予市双海町若い漁業者自主研修活動事業費補助金	250	単独	団体	0	1
42	伊予市双海町漁業協同組合女性部対策事業費補助金(上灘漁協女性部対策事業費補助金)	50	単独	団体	0	1
43	伊予市双海町漁業協同組合女性部対策事業費補助金(下灘漁協女性部対策事業費補助金)	50	単独	団体	0	1
44	伊予市ほたる保護活動費補助金	100	単独	団体	0	1
45	双海翠地区ほたる保存会補助金	100	単独	団体	0	1

補助金・助成金・交付金等一覧表

〔別紙1〕

No.	補助金等の名称	H19予算額(千円)	補助・単独の別	事業・団体の別	対象件数	交付団体件数
46	中山町活性化推進協議会活動経費補助金	2,100	単独	団体	0	1
47	観光協会補助金(双海観光協会補助金)	6,100	単独	団体	0	1
48	伊予市観光協会補助金	970	単独	団体	0	1
49	観光協会活動経費補助金	200	単独	団体	0	1
50	観光協会補助金(双海観光協会運営補助金)	200	単独	団体	0	1
51	社会教育関係団体活動補助金(婦人会活動補助金)	700	単独	団体	0	1
52	社会教育関係団体活動補助金(文化協会活動補助金)	910	単独	団体	0	1
53	社会教育関係団体活動補助金(伊予市愛護班連合会活動補助金)	200	単独	団体	0	1
54	社会教育関係団体活動補助金(伊予市PTA連絡協議会活動補助金)	165	単独	団体	0	1
55	社会教育関係団体活動補助金(女性団体連絡協議会活動補助金)	300	単独	団体	0	1
56	社会教育関係団体活動補助金(生活文化女性塾活動補助金)	200	単独	団体	0	1
57	社会教育関係団体活動補助金(扶桑太鼓保存会活動補助金)	500	単独	団体	0	1
58	社会教育関係団体活動補助金(双海夢走太鼓活動補助金)	120	単独	団体	0	1
59	社会教育関係団体活動補助金(郷土芸能保存会活動補助金)	797	単独	団体	0	16
60	各地区公民館運営委員会活動補助金	1,000	単独	団体	0	9
61	愛媛県人権教育協議会伊予支部活動補助金	8,449	単独	団体	0	1
62	体育協会・スポーツ少年団体活動補助金(体育協会補助金)	3,370	単独	団体	0	1
63	体育協会・スポーツ少年団体活動補助金(スポーツ少年団補助金)	1,160	単独	団体	0	19
	小 計	122,992			0	172
64	政務調査費交付金	2,520	単独	事業	21	0
65	住民自治活動支援補助金	3,000	単独	事業	6	0
66	職員研修助成金	640	単独	事業	40	0
67	伊予市広報区長研修助成金	1,500	単独	事業	1	0
68	国際交流事業支援補助金	1,600	単独	事業	1	0
69	女性リーダー育成費補助金	200	単独	事業	1	0
70	伊予市防犯灯設置補助金	550	単独	事業	15	0
71	伊予市公設消火栓に設置する放水設備設置補助金	945	単独	事業	4	0
72	民生児童委員県外研修助成金	224	単独	事業	1	0
73	民生児童委員活動補助金	1,394	単独	事業	1	0
74	伊予地区更生保護女性会補助金	308	単独	事業	1	0
75	上灘保育所バス通園児補助金	55	単独	事業	0	0
76	伊予市老人クラブ育成事業補助金(活動活性化事業)	1,000	単独	事業	1	0
77	伊予市敬老会実施事業費補助金	11,604	単独	事業	53	0
78	休日医療確保協力助成金	483	単独	事業	1	0
79	電気式生ごみ処理機購入補助金	1,000	単独	事業	36	0
80	廃棄物処理施設周辺整備事業補助金	5,665	単独	事業	1	0
81	伊予市生ごみ処理機等購入費補助金(生ごみ処理容器購入補助)	90	単独	事業	25	0
82	伊予市家庭用節水型用具購入費補助金(家庭用バスポンプ購入補助)	100	単独	事業	15	0
83	節水型洗濯機購入費補助金	1,000	単独	事業	162	0
84	花まつり開催補助金	1,200	単独	事業	1	0
85	伊予鉄南予バス運行費補助金	18,000	単独	事業	1	0
86	農業経営基盤強化資金利子補給金	254	単独	事業	2	0
87	農業活性化緊急対策事業費補助金(特産果樹高品質生産体制整備事業費補助金)	3,980	単独	事業	55	0
88	農業活性化緊急対策事業費補助金(特産果樹優良品種導入事業費補助金)	2,250	単独	事業	240	0
89	伊予市双海柑橘生産者大会運営事業費補助金	200	単独	事業	1	0

補助金・助成金・交付金等一覧表

〔別紙1〕

No.	補助金等の名称	H19予算額(千円)	補助・単独の別	事業・団体の別	対象件数	交付団体件数
90	伊予市双海地域柑橘放任園害虫対策事業費補助金	889	単独	事業	121	0
91	伊予市農業廃棄物処理事業費補助金	1,438	単独	事業	445	0
92	農業近代化資金利子補給金	1,640	単独	事業	270	0
93	農業活性化緊急対策事業費補助金(土づくり体制整備事業費補助金)	2,000	単独	事業	97	0
94	伊予市水田農業推進事業補助金	880	単独	事業	1	0
95	水田農業構造改革対策指導推進事業費補助金	500	単独	事業	1	0
96	小土地改良整備事業補助金	24,600	単独	事業	136	0
97	林道整備事業原材料費等補助金	4,500	単独	事業	8	0
98	原木しいたけ優良品種導入事業費補助金	1,500	単独	事業	1	0
99	松くい虫枯損木伐倒駆除事業費補助金	967	単独	事業	1	0
100	除間伐材出荷促進対策事業費補助金	12,000	単独	事業	1	0
101	緑の少年隊活動経費補助金	280	単独	事業	7	0
102	伊予市漁業近代化利子補給金	1,244	単独	事業	6	0
103	伊予市双海町アワビ中間育成放流事業費補助金	330	単独	事業	1	0
104	共栄網加工場船つき場浚渫事業費補助金	300	単独	事業	1	0
105	漁業廃棄物処理事業費補助金	1,000	単独	事業	1	0
106	伊予市漁港施設改修事業費補助金	4,456	単独	事業	1	0
107	伊予市中小企業振興資金信用保証料補給金	263	単独	事業	1	0
108	伊予市中小企業振興資金利子補給金	1,634	単独	事業	13	0
109	伊予市中小企業制度資金利子補給費補助金	2,000	単独	事業	3	0
110	伊予市中山町商工会等活動経費補助金	5,419	単独	事業	1	0
111	伊予市商工振興事業費補助金	11,450	単独	事業	1	0
112	伊予市双海町商工会等活動経費補助金	5,854	単独	事業	1	0
113	伊予市商工会共通商品券発行事業費補助金	5,400	単独	事業	2	0
114	夏まつり(住吉まつり)事業補助金	1,300	単独	事業	1	0
115	公園まつり(さくらまつり)事業補助金	200	単独	事業	1	0
116	伊予市新規創業等経営安定化支援事業費補助金	600	単独	事業	1	0
117	伊予市お年寄りに優しいまちづくり事業費補助金	1,800	単独	事業	1	0
118	市民のふれあい広場整備事業費補助金	191	単独	事業	3	0
119	水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給金	114	単独	事業	51	0
120	伊予市飲用井戸整備事業費補助金	3,000	単独	事業	2	0
121	水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給金	270	単独	事業	203	0
122	生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金	500	単独	事業	0	0
123	児童生徒大会出場補助金	1,500	単独	事業	5	0
124	伊予地域遠距離通学補助金(遠距離児童通学費補助金)(北山崎小)	197	単独	事業	0	0
125	双海地域遠距離通学補助金	342	単独	事業	17	0
126	中山地域遠距離通学補助金	3,149	単独	事業	63	0
127	双海地域遠距離通学補助金(通学用ヘルメット購入補助金)	36	単独	事業	17	0
128	中山地域遠距離通学補助金(交通安全対策補助金中山中)	12	単独	事業	4	0
129	伊予・双海地域通学用ヘルメット補助金(遠距離生徒通学費補助金港南・伊予中)	143	単独	事業	77	0
130	特色ある学校づくり補助金	3,300	単独	事業	14	0
131	中山高校特用林産科入学奨励金	2,500	単独	事業	20	0
132	愛媛県社会教育研究大会派遣費	7	単独	事業	6	0
133	愛媛県社会教育研究大会派遣費等(地区別青年団体指導者研修派遣費)	20	単独	事業	1	0
134	愛媛県社会教育研究大会派遣費等(愛媛県愛護班研究大会派遣費)	256	単独	事業	69	0

補助金・助成金・交付金等一覧表

〔別紙1〕

No.	補助金等の名称	H19予算 額(千円)	補助・ 単独の別	事業・ 団体の別	対象件数	交付団体 件数
135	愛媛県補導委員研修派遣費	137	単独	事業	21	0
136	無形文化財保存補助金(両谷獅子舞保存会)	100	単独	事業	1	0
137	スポレク祭県大会派遣費等(スポレク祭県大会派遣費補助)	1,803	単独	事業	9	0
	小 計	171,783			2,394	0
138	伊予市老人クラブ育成事業補助金(単位老人ラブ)	3,420	補助	団体	0	84
139	伊予市老人クラブ育成事業補助金(市老人クラブ連合会)	1,140	補助	団体	0	1
	小 計	4,560			0	85
140	コミュニティ助成事業補助金	1,300	補助	事業	4	0
141	地域活動支援センター基礎的事業	9,720	補助	事業	1	0
142	地域活動支援センター機能強化事業	3,000	補助	事業	1	0
143	地域組織活動育成事業費補助金	878	補助	事業	10	0
144	さくら幼児園延長保育促進事業費補助金	5,942	補助	事業	1	0
145	母子家庭自立支援給付費(自立支援教育訓練給付)	200	補助	事業	0	0
146	母子家庭自立支援給付費(高等技能訓練促進費)	1,236	補助	事業	0	0
147	母子家庭自立支援給付費(常用雇用転換奨励金)	300	補助	事業	0	0
148	伊予市老人クラブ育成事業補助金(健康づくり事業)	200	補助	事業	1	0
149	伊予市シルバー人材センター事業費補助金	4,017	補助	事業	2	0
150	伊予市鳥獣害防止対策総合支援事業費補助金	4,000	補助	事業	39	0
151	伊予市農地保有合理化促進費補助金	50	補助	事業	1	0
152	伊予市次代を担う若い農林漁業就業促進事業費補助金	70	補助	事業	2	0
153	伊予市農林水産物ブランドづくり推進事業費補助金(農業関係)	405	補助	事業	1	0
154	伊予市地域農業生産流通体制整備事業費補助金	400	補助	事業	1	0
155	伊予市園芸産地再編整備事業費補助金	629	補助	事業	1	0
156	伊予市果樹産地体質強化促進事業費補助金	486	補助	事業	1	0
157	伊予市水田農業経営確立対策事業費補助金	991	補助	事業	1	0
158	伊予市中山間地域等直接支払交付金	133,160	補助	事業	2,169	0
159	道後平野土地改良区賦課金徴収補助金	162	補助	事業	1	0
160	国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金	2,095	補助	事業	1	0
161	農村環境保全向上活動支援事業費交付金	15,727	補助	事業	18	0
162	有害鳥獣駆除事業補助金	7,188	補助	事業	8	0
163	森林環境保全整備事業補助金	9,824	補助	事業	1	0
164	林内作業車道開設事業費補助金	5,100	補助	事業	1	0
165	伊予市農林水産物ブランドづくり推進事業費補助金(林業関係)	1,459	補助	事業	1	0
166	森林整備地域活動支援交付金	6,426	補助	事業	2	0
167	森林整備担い手確保育成対策事業補助金	1,393	補助	事業	1	0
168	木造住宅耐震診断事業補助金	600	補助	事業	4	0
169	浄化槽設置整備事業補助金	22,041	補助	事業	111	0
170	双海地域遠距離通学補助金	649	補助	事業	1	0
171	中山地域遠距離通学補助金	5,712	補助	事業	58	0
172	幼稚園就園奨励費補助金	5,280	補助	事業	14	0
	小 計	250,640			2,458	0
	合 計	549,975			4,852	257

※ はH18予算

伊予市補助金等の見直し基準

平成18年11月
伊 予 市

目 次

1	はじめに	1
2	基本的考え方	2
3	補助金等の見直しに関する基準	3
4	期限	4

補助金等の見直し基準

1 はじめに

伊予市の平成18年度一般会計当初予算における補助金等に係るものは、234件、金額で約5億1百万円となっています。

この補助金等の歳出総額に占める割合は、3.6%となります。

本市では、この補助金等の交付に係り、個々の補助金交付要綱等で対象事業やその内容、対象者、手続きの方法などを規定し実施しているが、全体を通じての統一的かつ明確な基準がないため、補助対象経費等にバラツキがあり、また、合併前の旧市、町の補助制度がそのまま引き継がれているものなど、市として不均衡な実態が多く見受けられます。

一方、新規、廃止、縮減に対する明確な基準もないため、市に要望があり、一度予算化された補助金は、その実績や効果に対する検証、評価もなされないまま既得権化し、長年にわたり継続して交付されているものも見受けられます。

言うまでもなく、本市の財政事情は非常に厳しい状況にあり、不断の行財政改革を進めていかなければなりません。

また、本市では行政評価制度などを通じてすべての事務事業を見直していくこととしており、補助金等についても当然に見直しをしていく必要があります。

ただ、単純に縮減や廃止ばかりを目的とするのではなく、他方では市民の意識高揚と参画、協働の社会づくりを推進し、「公平性」「透明性」「公益性」を確保しつつ、市民の利益に役立つ活動を支援する仕組みづくりも進める必要があります。

この基準は、本市として真に必要なものを見極め、補助金をよりの確で効果的なものにすることを目的に見直し基準を示すものです。

2 基本的考え方

補助金等の見直しを進めていくうえで、次の5点を基本的な考え方とします。

(1) 事業費への移行

補助金等の交付は、本来事業費を対象に補助されるべきであり、もとより「公益上必要がある場合」に限り支出が許されるものであることから、公益事業に対する活動が予定され、事業目的達成のため行政が財政的支援を必要と判断された場合に交付されるよう、補助対象事業を明確に限定し、補助の効果、必要性を事業評価により検証する。

(2) 団体運営補助金のあり方

(1)のとおり、補助金は本来、公益事業に対する財政的支援という考え方から、団体運営補助金については、補助の対象となる経費の範囲を定め、終期を設定したうえで段階的に削減していくべきである。

なお、本市が推進する「地域分散型のまちづくり」や「参画と協働のまちづくり」のため及び地域が自立していくための自治組織等に対しては、一定の期間補助金等により財政的支援を行っていく必要がある。

また、別に定める外郭団体の経営に関する指針（平成18年7月1日制定）に基づき、団体の経営改善、団体運営のあり方を検証し、見直し、改善、自立を求めていく必要がある。

(3) サンセット方式（終期の明示）の確立

補助が長期にわたる場合、既得権化等様々な問題が発生してくるため、絶えず見直しを行うとともに、新規補助金は制度の制定の際、既存の補助金は見直しの際、明確な終期を定める必要がある。

終期設定の基準は、原則として通算5年を限度とする。

(4) 補助事業の情報公開と説明責任

公平性、透明性、公益性の確保の観点から、補助事業の情報を広く市民に公開するとともに、事業の目的、内容、効果など市民に積極的に説明する必要がある。そうしたことで、補助事業者等の自覚を促し、より高い事業の成果を期待していく。

(5) 予算への反映

非常に厳しい財政状況を踏まえ、これまで以上に事務事業の取捨選択を徹底し、次項の基準に沿って、廃止・縮小・統合など積極的に見直しを行い、確実に予算に反映する。

3 補助金等の見直しに関する基準

すべての補助金事業を検証し、以下のとおり、廃止・整理合理化・縮小・拡大の視点で見直しを行う。

また、新たな補助制度を創設する場合にあっても、以下の視点を確実に反映させるとともに、市総合計画との整合を図るものとする。

(1) 廃止

次に掲げるものは、廃止する。

- ① 既に施策が普及し事業効果が明確で補助の目的が達成されたもの
- ② 社会情勢の変化により、事業の効果が薄れているもの
- ③ 長期にわたり継続している補助事業でありながら、その効果が現れず、また、今後補助を続けることによる効果が期待されないもの
- ④ 補助事業の目的や求める効果があいまいで不明確なもの
- ⑤ 10年以上にわたり継続している団体育成補助
- ⑥ 本来、国・県・民間等で負担すべきもので、市の負担が適当でないもの
- ⑦ 最終補助金額が5万円未満のもの又は補助率が10%未満の小額、低率補助のもの
- ⑧ 融資、貸付事業等への転換で、費用対効果の最適化が図れるもの
- ⑨ 補助事業が収益を伴うもので、他の措置により十分目的が達成できるもの
- ⑩ 行政が関与すべきでないもの又は公益性に乏しいもの

(2) 整理合理化

次の基準により、整理・合理化を図る。

- ① 類似の目的、同一の者に対する補助金は、整理し統合をする。
- ② 補助対象経費を整理し明確にしたうえで、弁当代、懇親会などの飲食に係るもの、

宿泊費・旅費等で市の基準を超えるもの、補助事業の遂行に直接関係せず、他の団体への迂回助成及び人件費のみに係るものは、原則補助対象経費としない。

- ③ 地域間における公平性が保たれないものは、整理し統一化を図る。
- ④ 事業計画、予算計画、実績報告等必要書類の提出を義務化し、常に事業目的、事業効果等を把握する。
- ⑤ スクラップ・アンド・ビルド（廃止・新設）の原則を踏まえること。

(3) 縮小

次に掲げるものは、縮小する。

- ① 継続される補助事業で、毎年多額の剰余金又は積立金が生じているもの
- ② 事業の財源の大半が補助金であるもの
- ③ 過大な計画又は単年度での執行が難しいと判断されるもの
- ④ 補助率が50%を超えるもの
- ⑤ 毎年定められる市の予算編成方針に基づくもの

(4) 拡大（重点配分）

- ① 市が進める「参画と協働のまちづくり」のための地域自治の推進に係るもの
- ② 市総合計画の推進のための施策に合致した地域が自主、自立的に行うもの
- ③ 市の重点施策に係るもの

4 期限

この基準に基づく補助金等の集中改革期間は、次のとおりとする。

(1) 単独で行う団体補助

平成19年度から20年度まで

(2) 単独で行う事業補助

平成19年度から21年度まで

(3) 補助で行う団体補助

平成19年度から21年度まで

(4) 補助で行う事業補助

平成19年度から21年度まで

No.	補助金等の名称	H19 予算額 (千円)	交付 団体 件数	団 体 名	目 的	対 象	結 論
1	伊予市交通安全運動推進費助成金	800	7	伊予交通安全協会大平支部 伊予交通安全協会中村支部 伊予交通安全協会郡中支部 伊予交通安全協会上野支部 伊予交通安全協会中山支部 伊予交通安全協会上郷支部 伊予交通安全協会下郷支部	市内における交通事故の防止を図り、もって市民の安全で快適な生活の実現に資する。	春・秋・年末の交通安全運動 その他交通安全を推進する事業	補助対象が一部の事業であっても、全体でどのような事業を行っている団体かを把握し、補助対象となる事業の団体の位置づけが分かる必要がある。 団体補助ではなく事業補助である。 食料費に該当する支出もあるため、市の担当部局が更なる精査を行うものとする。 上記の意見を付して、減額方向で見直し。
2	伊予市自主防災組織結成支援補助金	9,250	50	自主防災組織	地域住民の生命と財産を守るため、地震等の災害時に防災活動を行う自主防災組織に 対し、設立時における防災資機材の整備に 必要な補助を行うことにより防災体制の確立 を図る。	別表に掲げる防災資機材の購入に要する経 費	市の施策と合致しており、補助金としての必要性も高い。 補助金額についても検討の余地があり、金額設定を少し増額する必要がある と考える。 上記の意見を付して、増額方向で見直し。
3	伊予市幼年消防クラブ、伊予市少年消防クラブ及び 伊予市婦人防火クラブの運営費補助金	300	3	伊予市幼年消防クラブ 伊予市少年消防クラブ 伊予市婦人防火クラブ	3クラブの円滑な活動を促進し、火災予防の 知識を習得し、初期消火や通報・避難などの 知識を身に付け、一般家庭の火災を防止 し、併せて地域の協力体制と連携意識の高 揚を図り、安全・安心な地域社会づくりをめざ す。	3クラブが行う防災訓練、火災予防知識の習 得・普及啓発、防火訓練への参加、伊予市 婦人防火クラブ連絡協議会が行う行事	各戸から負担金を募ることが困難であるため補助の必要性は理解できる。 上記の意見を付して、現行どおり。
4	消防団本部運営費補助金	540	11	伊予市消防団本部 第1～10分団本部	伊予市消防団の円滑な活動を促進し市民の 生命及び財産の安全を確保する。	消防団が開催する団本部協議会又は分団 本部協議会	活動を円滑に推進するために補助は必要と考えるが、開催頻度・費用に問題 があるため検討の余地あり。 上記の意見を付して、当面は現行どおり、後に見直し。
5	人権相談運営補助金	350	1	伊予市人権擁護委員会	伊予市で開催される人権相談所の運営を円 滑に実施し、人権擁護委員相互の連絡協 調・自己研修を助長し、人権擁護活動に寄 与する。		事業報告・収支決算書とともに分かりやすく、事業効果についての報告もある。 上記の意見を付して、現行どおり。
6	愛媛県更生保護事業補助金	42	1	更生保護法人愛媛県更生保 護会			補助金額が5万円未満であり見直し基準によると廃止となるが、他市町との協 調的な負担という性格上から例外扱いとする。 上記の意見を付して、現行どおり。
7	傷痍軍人会補助金	100	1	伊予市傷痍軍人会	伊予市内の傷痍軍人相互の連絡協力を助 長し、傷痍軍人活動の発展を図り、もって傷 痍軍人事業に寄与する。		補助対象者が減少しているにもかかわらず補助金額が減少していない。 全国組織が存続する限り継続する必要は認めるが、補助金額を上部組織へ の納入金に見合う額に変更する。 遺族会補助金(Nr.9)の算定根拠と統一することができないか検討を望む。 上記の意見を付して、当面は現行どおり、後に見直し。
8	ボランティアセンター設置補助金	1,030	1	(社)伊予市社会福祉協議会	伊予市社会福祉協議会が地域ボランティア 活動の拠点として寄与する。		他の社協の案件(Nr.10～14)と併せて審議を行った。 収支内訳書を見る限り、組織全体の経営努力により補助金額を削減すること は可能である。 人件費相当分を固定的に保障する必要性はまったくない。 上記の意見を付して、減額方向で見直し。
9	遺族会補助金	722	1	伊予市遺族会	伊予市内の「遺族会」会員相互の連絡協 力を助長し、遺族会活動の発展を図り、もって 遺族援護事業に寄与する。		補助金の算定根拠が明確である。 傷痍軍人会補助金(Nr.7)の算定根拠と統一することができないか検討を望む。 上記の意見を付して、当面は現行どおり、後に見直し。
10	社会福祉協議会専門職員補助金	42,668	1	(社)伊予市社会福祉協議会	伊予市社会福祉協議会が地域福祉の推進 を図るため。		他の社協の案件(Nr.8・Nr.11～14)と併せて審議を行った。 収支内訳書を見る限り、組織全体の経営努力により補助金額を削減すること は可能である。 人件費相当分を固定的に保障する必要性はまったくない。 上記の意見を付して、減額方向で見直し。
11	社会福祉協議会補助金(社協運営費)	755	1	同上	同上		他の社協の案件(Nr.8・Nr.10・Nr.12～14)と併せて審議を行った。 収支内訳書を見る限り、組織全体の経営努力により補助金額を削減すること は可能である。 人件費相当分を固定的に保障する必要性はまったくない。 上記の意見を付して、減額方向で見直し。

No.	補助金等の名称	H19 予算額 (千円)	交付 団体 件数	団体名	目的	対象	結 論
12	社会福祉協議会補助金(社会福祉活動事務費)	613	1	同上	同上		他の社協の案件(No.8・10・11・13・14)と併せて審議を行った。収支内訳書を見る限り、組織全体の経営努力により補助金額を削減することは可能である。 人件費相当分を固定的に保障する必要性はまったくない。 上記の意見を付して、減額方向で見直し。
13	社会福祉協議会補助金(社会福祉活動費)	84	1	同上	同上		他の社協の案件(No.8・No.10～12・No.14)と併せて審議を行った。収支内訳書を見る限り、組織全体の経営努力により補助金額を削減することは可能である。 人件費相当分を固定的に保障する必要性はまったくない。 上記の意見を付して、減額方向で見直し。
14	民生児童委員協議会事務局運営補助金	806	1	同上	同上		他の社協の案件(No.8・No.10～13)と併せて審議を行った。収支内訳書を見る限り、組織全体の経営努力により補助金額を削減することは可能である。 人件費相当分を固定的に保障する必要性はまったくない。 上記の意見を付して、減額方向で見直し。
15	伊予地区保護司会助成金	909	1	伊予地区保護司会	伊予地区の保護司相互の連絡協議を助長し、保護司会活動の発展を図り、もって犯罪予防活動に寄与する。		事業補助には切り替えが難しく、長期継続事業であり運営費補助と考える。活動対象が増加傾向にあること、ボランティアで活動することに対する支援などの補助は必要である。 上記の意見を付して、現行どおり。
16	人権対策協議会補助金(伊予)	6,270	1	愛媛県人権対策協議会伊予市支部	今なお存在する処置差別の事態を把握し、地区住民の権利と自由を確保するため支部が実施する事業に要する経費に対し補助金を交付する。	旧同対特措法・同対審答申の完全実施、対話と協調・行政と民間・教育との連携、人権同和教育に関する事項	補助金を増額すればそれに比例して効果が上がるものではない。 現在の補助で最大の効果を追求することを求める。 研究会等への参加費用については、全額補助ではなく一部の自己負担を求める。 上記の意見を付して、減額方向で見直し。
17	伊予市手をつなぐ育成会補助金	100	1	伊予市手をつなぐ育成会	市内の知的障害者相互の連絡協議を助長することを目的に組織する育成会の運営に要する経費に対して交付する。		会費徴収をおこなったり収入を得る活動を行ったりと自助努力をしている。 上記の意見を付して、現行どおり。
18	身体障害者福祉協会等補助金(視覚障害者福祉協会補助金)	20	1	伊予市視覚障害者協会	市内の視覚障害者相互の連絡協議を助長し、協会活動発展を図り、もって視覚障害者福祉事業に寄与する。		補助金額が5万円未満であるが、決算状況等から判断して今後も継続支援が必要とする。 上記の意見を付して、現行どおり。
19	身体障害者福祉協会等補助金(手話ボランティア団体育成補助金)	20	1	伊予市手話サークルどんぐり	市内の手話奉仕員相互の連絡協議を助長し、団体育成活動の発展を図り、もって手話ボランティア団体育成事業に寄与する。		補助金額が5万円未満であり、補助金額に対する繰越金額が過大である。 上記の意見を付して、減額方向で見直し。
20	身体障害者福祉協会等補助金(身体障害者福祉協会補助金)	100	1	伊予市身体障害者福祉協会	市内の身体障害者相互の連絡協議を助長し、身体障害者福祉協会活動の発展を図り、もって身体障害者福祉事業に寄与する。		自助努力により自主財源が増加傾向にあるため、当面は補助の必要性はない。 廃止。
21	精神障害者地域家族会助成金他	50	1	伊予市精神障害者地域家族会連合会			すみやかに補助金交付要綱を制定する。その際に団体補助を事業補助へ変更する。 上記の意見を付して、現行どおり。
22	特別養護老人ホーム建設借入償還金助成金	16,427	1	(社)海寿会	法人が行う社会福祉事業で特にその助長促進を図る必要がある事業に対し、予算に定める範囲内で補助又は通常の条件よりも当該法人に有利な条件で貸付金を支出し、若しくは財産を譲渡し、若しくは貸し付けらる。		条例に基づく義務的な補助金である。 上記の意見を付して、現行どおり。
23	(社)愛媛県精神障害者福祉会連合会費	41	1	(社)愛媛県精神障害者福祉会連合会			すでに補助金として支出の必要がない。 廃止。
24	食生活改善推進協議会助成金	50	1	伊予市食生活改善推進協議会	食生活を中心とした健康づくり全般に関する実践活動を行い、住民の健康づくりと福祉の向上を図ることを目的として活動を展開している協議会の円滑な活動の実施及び育成に資する。	食生活改善等に関する実践活動の推進と組織の育成 会員の研修に関する事業 食生活改善等に関する調査研究	自己負担金も取り、活発な活動を行っているが、効果が分かりにくい。 繰越金額が増加傾向にあり、5万円の最小補助でもあるため、新しい観点で検討する。 上記の意見を付して、当面は現行どおり・後に見直し。

No.	補助金等の名称	H19 予算額 (千円)	交付 団体 件数	団体名	目的	対象	結 論
25	循環型社会づくり推進活動費補助金	350	1	伊予市の自然を守る市民の会	伊予市の自然を守る市民の会が行う循環型社会づくり推進活動に要する経費に対し、補助金を交付する。	自然保護、環境保全に対する市民意識の向上のための啓発活動 自然環境、生活環境の保全の推進及び人と自然の共生のため、環境への負担を軽減する活動 廃棄物等の不法投棄に対する地域パトロール活動	当初は活動の主旨に沿っていた視察研修も、恒例化により何処かへ行くことが優先されないが、慎重に見極める必要がある。上記の意見を付して、減額方向で見直し。
26	伊予市農山漁村男女共同参画社会づくり推進協議会補助金	400	1	伊予市農山漁村男女共同参画社会づくり推進協議会	社会のあらゆる分野へ男女が平等に共同して参画することができる男女共同参画社会を実現するため、その気運の醸成と自発的な活動を促進し、すべての協議会が行う取り組みに要する経費に対する補助金を交付する。		伊予市生活研究協議会補助金(No.27)との統合により、視察研修費等重複部分の見直しを検討願いたい。 本来、合併時に整理すべきであったと考えるが、この機会に十分検討しておく必要がある。 上記の意見を付して、減額方向で見直し。
27	伊予市生活研究協議会補助金	400	1	伊予市生活研究協議会	農家生活の改善と農業改良の学習及び実践を主体的に行う女性グループが、互いの技術交換や交流によってより良い生活と生産の改善を図ることを目的とした協議会が行う取り組みに要する経費に対して補助金を交付する。		伊予市農山漁村男女共同参画社会づくり推進協議会補助金(No.26)との統合により、視察研修費等重複部分の見直しを検討願いたい。 本来、合併時に整理すべきであったと考えるが、この機会に十分検討しておく必要がある。 上記の意見を付して、減額方向で見直し。
28	伊予市認定農業者協議会補助金	300	1	伊予市認定農業者協議会	農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指す農業者の目的達成のために、協議会が行う取組に要する経費に対し補助金を交付する。		研修内容についての意識転換、認定農業者200人と青年農業者(No.29)14人に対する補助金額のバランスについて指導や検討を行う必要がある。 本会と伊予市中山町農業者協議会(No.32)と伊予市双海農村創造塾(No.33)の統合を視野に事業整理を行い、真に必要なものは残し、優先度の低いものは止め、可能な限りの補助金額の縮小を行うよう見直す。 上記の意見を付して、減額方向で見直し。
29	伊予市青年農業者協議会補助金	250	1	伊予市青年農業者協議会	高齢化や兼業化など、年々厳しくなる農業情勢において、今後伊予市の農業を担う青年農業者が、事業や交流、情報・技術交換などを通して連携を密にし、地域農業問題の改善、経営基盤の強化を図るため、当該農業者が結成する協議会の目的に基づく活動に要する経費に対し、補助金を交付する。		研修内容についての意識転換、認定農業者(No.28)200人と青年農業者14人に対する補助金額のバランスについて指導や検討を行う必要がある。 事業費に対して研修会費が支出の大半を占めているため、補助金本来の目的に合った有効な活動へ向けての指導を願う。 上記の意見を付して、減額方向で見直し。
30	伊予市中山町たばこ関係団体活動経費補助金(たばこ耕作組合青年部会)	63	1	伊予市中山町たばこ耕作組合青年部会	伊予市中山町たばこ関係団体の円滑な活動の実施及び育成に資するため、活動に要する経費に対し、団体活動経費補助金を交付する。	対象団体 伊予市中山町たばこ耕作組合青年部会 伊予市中山町たばこ育苗組合 対象経費 農業経営先進地視察研修等・葉たばこ販売事業に要する経費	従来は産業界側から意識のあった補助も、現在は対象者が少数になり、市に対する効果が少なくなっている。 上記の意見を付して、減額方向で見直し。
31	伊予市中山町たばこ関係団体活動経費補助金(たばこ育苗組合)	225	1	伊予市中山町たばこ育苗組合	同上	同上	同上
32	伊予市中山町農業者協議会活動経費補助金	200	1	伊予市中山町農業者協議会	伊予市中山町農業者協議会の円滑な活動の実施及び育成に資するため、活動に要する経費に対し、協議会活動経費補助金を交付する。	農業経営先進地視察研修等に要する経費 葉たばこ販売事業に要する経費 その他市長が必要と認める経費	本会と伊予市認定農業者協議会(No.28)と伊予市双海農村創造塾(No.33)の統合を視野に事業整理を行い、真に必要なものは残し、優先度の低いものは止め、可能な限りの補助金額の縮小を行うよう見直す。 上記の意見を付して、減額方向で見直し。
33	伊予市双海農村創造塾補助金	270	1	伊予市双海農村創造塾	伊予市双海地域農業の担い手である伊予市双海地域内の認定農業者及び認定志向農業者が栽培技術及び経営強化についての研修や、情報交換・相互連携の強化を図るため、当該農業者が結成する創造塾の目的に基づく活動に要する経費に対し、補助金を交付する。		本会と伊予市認定農業者協議会(No.28)と伊予市中山町農業者協議会(No.32)の統合を視野に事業整理を行い、真に必要なものは残し、優先度の低いものは止め、可能な限りの補助金額の縮小を行うよう見直す。 上記の意見を付して、減額方向で見直し。
34	森林組合事業助成金	6,310	1	伊予森林組合	年々厳しくなる林業情勢において伊予森林組合の組織及び運営基盤を強化し、積極的な事業活動を行い地域林業の向上に貢献するため、森林組合の事業活動に要する経費に対し、補助金を交付する。		収入を増やすことに併せて、事業管理費のコスト削減について、抜本的な見直しが必要である。 双海町林業研究グループ補助金(No.35)と統合の方向で調整を行う。 上記の意見を付して、当面は現行どおり・後に見直し。

No.	補助金等の名称	H19 予算額 (千円)	交付 団体 件数	団体名	目的	対象	結 論
35	双海町林業研究グループ補助金	150	1	双海町林業研究グループ	高齢化や兼業化など、年々厳しくなる林業情勢において、伊予市双海地域の林業の担い手が、事業や交流、情報・技術交換などを通して連携を密にし、林業技術並びに経営の改善、伊予市双海地域林業の向上に貢献するため、当該林業者が結成する研究グループの目的に基づく活動に要する経費に対し、補助金を交付する。		森林組合事業助成金(No.34)と統合の方向で調整を行う。統合後においては、森林組合に補助金を一括交付することを検討する。上記の意見を付して、当面は現行どおり・後に見直し。
36	森林組合しいたけ生産組合補助金	236	1	森林組合しいたけ生産組合	林業従事者の高齢化や後継者不足など、年々厳しくなる林業情勢において、椎茸の生産振興を図るため新技術の研究、情報交換や研修会などを通じて連携を密にし、栽培技術並びに経営の改善等地域林業の向上に貢献するため、当該林業者が結成する組合の事業活動に要する経費に対し、補助金を交付する。	椎茸の生産振興を図るための新技術の研究・現地調査及び研修会・栽培技術の普及に要する経費	対象者に一定の広がりがあり、補助金による支援は適当と考えるが、観察研修費用の一部自己負担や飲食費の除外について検討を要する。上記の意見を付して、当面は現行どおり・後に見直し。
37-1	伊予市水産食普及活動費補助金	150	1	伊予地区シーフード協議会	伊予市において水産物の食生活における重要性を見直し、地域における魚の消費拡大を図るため、魚食普及活動に要する経費に対し、補助金を交付する。	対象団体 主として市内で活動を行う団体の構成員が5人以上で、かつ代表者が明確な団体 堅実な活動実績を有し、事業遂行能力が十分あること ただし、政治活動・宗教活動又は営利事業を対象経費 魚食普及活動を推進するための経費 水産イベント等に対する経費	漁業振興を目的とした補助金が幾種類もあるため、地域特性を踏まえながらも組織や補助金の統合が必要である。 伊予市双海町シーフード協議会(No.37-2)と上瀬漁業協同組合女性部(No.42)や下瀬漁業協同組合女性部(No.43)に対する補助金は重複する部分があるため、調整・検討することが必要である。 上記の意見を付して、減額方向で見直し。
37-2	伊予市水産食普及活動費補助金	250	1	伊予市双海町シーフード協議会	同上	同上	
38	伊予市水産漁業振興事業補助金	3,000	1	伊予漁業協同組合	伊予市漁業協同組合が組織及び運営基盤を強化充実し、積極的な事業活動を行うことにより、漁業の総合的な改善・発展を図るための事業に対し、補助金を交付する。	伊予市漁業協同組合で取り組む漁村開発奨励事業・漁業技術導入事業・魚場整備事業・魚祭・魚食普及事業・海岸灯維持管理事業・栽培漁業推進事業に要する経費	団体に對して補助対象が一部の事業であっても、漁協全体の決算状況を見極めたうえで、補助金額を見直す必要がある。 漁業振興を目的とした補助金が幾種類もあるため、地域特性を踏まえながらも組織や補助金の統合が必要である。 上記の意見を付して、減額方向で見直し。
39	伊予市双海町漁業後継者対策事業費補助金(上瀬漁業後継者対策事業費補助金)	200	1	上瀬青年漁業後継者	伊予市双海地域の漁業の担い手である漁業後継者で構成する組織が漁業技術の向上及び漁家経営の強化についての研修や情報交換等積極的な活動を行うことにより、地域水産業の健全な発展を図るための事業に要する経費に対し、補助金を交付する。	産業の振興に寄与する事業 公共に寄与する事業	同上
40	伊予市双海町漁業後継者対策事業費補助金(下瀬漁業後継者対策事業費補助金)	200	1	下瀬青年漁業後継者協議会	同上	同上	同上
41	伊予市双海町若い漁業者自主研修活動事業費補助金	250	1	下瀬青年漁業協議会	補助事業者が行う若い漁業者自主研修活動事業に要する経費に対し、補助金を交付する。	産業の振興に寄与する事業 公共に寄与する事業	同上
42	伊予市双海町漁業協同組合女性部対策事業費補助金(上瀬漁協女性部対策事業費補助金)	50	1	上瀬漁業協同組合女性部	伊予市双海地域の漁業協同組合女性部が組織及び運営基盤を強化し、女性ならではの豊かな発想に基づく企画や相互間交流等、積極的な事業活動を行うことにより、地域の水産業の健全な発展を図るための事業に要する経費に対し、補助金を交付する。	産業の振興に寄与する事業 公共に寄与する事業	団体に對して補助対象が一部の事業であっても、漁協全体の決算状況を見極めたうえで、補助金額を見直す必要がある。 漁業振興を目的とした補助金が幾種類もあるため、地域特性を踏まえながらも組織や補助金の統合が必要である。 伊予市双海町シーフード協議会(No.37-2)に対する補助金と重複する部分があり、調整・検討することも必要である。 上記の意見を付して、減額方向で見直し。

No.	補助金等の名称	H19 予算額 (千円)	交付 団体 件数	団 体 名	目 的	対 象	結 論
43	伊予市双海町漁業協同組合女性部対策事業費補助金(下瀬漁協女性部対策事業費補助金)	50	1	下瀬漁業協同組合婦人部	同上	同上	団体に対して補助対象が一部の事業であっても、漁協全体の決算状況を見極めたうえで、補助金額を見直す必要がある。 漁業振興を目的とした補助金が幾種類もあるため、地域特性を踏まえながらも組織や補助金の統合が必要である。 伊予市双海町シーフード協議会(Na.37-2)に対する補助金と重複する部分があり、調整・検討することも必要である。 上記の意見を付して、減額方向で見直し。
44	伊予市ほたる保護活動費補助金	100	1	伊予市中山ホテル保存会	伊予市においてほたるの保護活動を行う団体の、河川環境の保護及び向上に資する自主的な活動に要する経費に対し、補助金を交付する。	対象団体 主として市内で活動を行う団体 構成員が5人以上で、かつ代表者が明らかに団体 堅実な活動実績を有し、事業遂行能力が十分あること ただし、政治活動・宗教活動又は営利事業を目的とする団体は対象外 対象経費 ほたるの保護及び増殖に要する経費 自然保護及び観光に要する経費	双海翠地区ほたる保存会(Na.45)と同じ要綱に基づくことから、自助努力の在り方等について一度整理をする必要がある。 両団体が連絡を取り合い、情報発信を積極的に行うためにも、組織が一つになれば相乗効果が期待できる。 上記の意見を付して、当面は現行どおり・後に見直し。
45	双海翠地区ほたる保存会補助金	100	1	双海町翠地区ほたる保存会	同上	同上	伊予市中山ホテル保存会(Na.44)と同じ要綱に基づくことから、自助努力の在り方等について一度整理をする必要がある。 両団体が連絡を取り合い、情報発信を積極的に行うためにも、組織が一つになれば相乗効果が期待できる。 上記の意見を付して、当面は現行どおり・後に見直し。
46	中山町活性化推進協議会活動経費補助金	2,100	1	中山地域活性化推進協議会	伊予市中山地域活性化推進協議会の円滑な活動の実施及び育成に資するため、活動に要する経費に対し、補助金を交付する。	協議会が行うすべての活動経費	伊予市中山観光協会(Na.49)と統合することにより、各種イベントに対する補助金の在り方について見直しを行う。 3地区の特性を踏まえた観光マスタープラン等の戦略を持ち、それに基づきながら補助金にメリハリをつけることが重要である。 上記の意見を付して、当面は現行どおり・後に見直し。
47	観光協会補助金(双海観光協会補助金)	6,100	1	伊予市双海観光協会	伊予市双海町観光イベント事業の円滑な活動の実施及び育成に資するため、活動に要する経費に対し、観補助金を交付する。	協会が行うすべての活動経費	観光協会補助金(双海観光協会運営補助金)(Na.50)と統合することにより、各種イベントに対する補助金の在り方について見直しを行う。 3地区の特性を踏まえた観光マスタープラン等の戦略を持ち、それに基づきながら補助金にメリハリをつけることが重要である。 同じ双海町でありながら上瀬・下瀬で行う夏祭りには改善の余地がある。 上記の意見を付して、当面は現行どおり・後に見直し。
48	伊予市観光協会補助金	970	1	伊予市観光協会	伊予市の観光PRと誘客促進を図るため、従来の事業の充実を図るとともに、インターネットのホームページによる観光宣伝や新しい観光資源の創出等が重要なものとなっており、申請者に課せられた役割を十分認識し、会員相互はもとより、行政・各機関・団体との連携を一層密にしなが、観光ニーズの変化に即したPRのほか、観光の振興を図る諸事業を実施する経費に対し、補助金を交付する。	申請者の事業推進に係る経費	伊予市(Na.48)・中山(Na.49)・双海(Na.47・50)観光協会の統合により、3地区の特性を踏まえた観光マスタープラン等の戦略を持ち、それに基づきながら補助金にメリハリをつけることが重要である。 上記の意見を付して、当面は現行どおり・後に見直し。
49	観光協会活動経費補助金	200	1	伊予市中山観光協会	同上	同上	中山地域活性化推進協議会(Na.46)と統合することにより、各種イベントに対する補助金の在り方について見直しを行う。 3地区の特性を踏まえた観光マスタープラン等の戦略を持ち、それに基づきながら補助金にメリハリをつけることが重要である。 上記の意見を付して、当面は現行どおり・後に見直し。
50	観光協会補助金(双海観光協会運営補助金)	200	1	伊予市双海観光協会	同上	同上	観光協会補助金(双海観光協会補助金)(Na.47)と統合することにより、各種イベントに対する補助金の在り方について見直しを行う。 3地区の特性を踏まえた観光マスタープラン等の戦略を持ち、それに基づきながら補助金にメリハリをつけることが重要である。 同じ双海町でありながら上瀬・下瀬で行う夏祭りには改善の余地がある。 上記の意見を付して、当面は現行どおり・後に見直し。

No.	補助金等の名称	H19 予算額 (千円)	交付 団体 件数	団 体 名	目 的	対 象	結 論
51	社会教育関係団体活動補助金(婦人会活動補助金)	700	1	伊予市連合婦人会	市内の婦人会の連絡提携を図り、女性の地位向上と地域社会の発展に寄与するため、伊予市連合婦人会が行う事業に要する経費に対し、補助金を交付する。	市内各婦人会の連絡調整 会員の資質向上のための研修 婦人会に関する調査研究事業 各種研究集会等の開催 その他社会教育の振興に寄与する公共的な事業	構成員が減少し活動も変化している中、従来どおりの補助金を支給する意義について、検討を行うべき。 本会と伊予市中山町女性団体連絡協議会(Na.55)と中山生活文化女性塾(Na.56)を婦人会関係とし、組織の一本化を可能な限り早急に検討することにより、トータルとしての補助金額を削減する必要がある。 上記の条件を付して、減額方向で見直し。
52	社会教育関係団体活動補助金(文化協会活動補助金)	910	1	伊予市文化協会	伊予市の文化振興を図るため、伊予市文化協会の運営及び事業に要する経費に対し、補助金を交付する。	文化振興に関する催しの開催 市内文化団体の連絡調整 市内文化団体の育成 その他文化振興に寄与する公共的な事業	繰越金額が多く補助金額の再検討を行う必要がある。 上記の意見を受けて、当面は現行どおり、後に見直し。
53	社会教育関係団体活動補助金(伊予市愛護班連合会活動補助金)	200	1	伊予市愛護班連合会	市内各校区の愛護班の連絡提携を図り、子どもたちの健全育成を図るために、連合会が行う事業に要する経費に対し、補助金を交付する。	市内各校区愛護班の連絡調整 会員の資質向上のための研修 子どもの健全育成のための催しの開催 その他社会教育の振興に寄与する公共的な事業	報償費の使途について、一部見直しが必要である。 上記の意見を受けて、当面は現行どおり、後に見直し。
54	社会教育関係団体活動補助金(伊予市PTA連絡協議会活動補助金)	165	1	伊予市PTA連絡協議会	市内小中学校のPTAの連絡提携を図り、児童・生徒の健全な育成を図るために、協議会が行う事業に要する経費に対し、補助金を交付する。	市内の小中学校のPTAの連絡調整 会員の資質向上のための研修 児童・生徒の健全育成のための催しの開催 その他社会教育の振興に寄与する公共的な事業	報償費の使途について、一部見直しが必要である。 上記の意見を受けて、当面は現行どおり、後に見直し。
55	社会教育関係団体活動補助金(女性団体連絡協議会活動補助金)	300	1	伊予市中山町女性団体連絡協議会	女性団体の連絡提携を図り、男女が社会を構成する対等なパートナーとして、社会のあるがゆる分野に参画できるまちづくりを促進するため、連絡協議会が行う事業に要する経費に対し、補助金を交付する。	市内各女性団体の連絡調整 会員の資質向上のための研修 男女平等意識の普及活動 その他男女共同参画の推進に寄与する公共的な事業	構成員が減少し活動も変化している中、従来どおりの補助金を支給する意義について、検討を行うべき。 本会と伊予市連合婦人会(Na.51)と中山生活文化女性塾(Na.56)を婦人会関係とし、組織の一本化を可能な限り早急に検討することにより、トータルとしての補助金額を削減する必要がある。 上記の意見を受けて、減額方向で見直し。
56	社会教育関係団体活動補助金(生活文化女性塾活動補助金)	200	1	中山生活文化女性塾	男女共同参画型社会づくりの進行を図るため、伊予市生活文化女性塾の運営及び事業に要する経費に対し、補助金を交付する。	男女共同参画型社会づくりに関する調査・研究 指導者の育成 女性の社会参画のための支援 その他男女共同参画型社会実現に寄与する公共的な事業	構成員が減少し活動も変化している中、従来どおりの補助金を支給する意義について、検討を行うべき。 本会と伊予市連合婦人会(Na.51)と伊予市中山町女性団体連絡協議会(Na.55)を婦人会関係とし、組織の一本化を可能な限り早急に検討することにより、トータルとしての補助金額を削減する必要がある。 上記の意見を受けて、減額方向で見直し。
57	社会教育関係団体活動補助金(扶桑太鼓保存会活動補助金)	500	1	伊豫之二名島扶桑太鼓保存会	文化の振興と人間性豊かな青少年の育成を図るために、伊豫之二名島扶桑太鼓保存会が行う事業に要する経費に対し、補助金を交付する。	扶桑太鼓の伝承者育成事業 扶桑太鼓の普及・宣伝事業 青少年の健全育成と地域文化の向上のための催しの開催 その他扶桑太鼓の保存に寄与する公共的な事業	双海和太鼓の会(Na.58)と補助金交付要綱を統合する必要がある。 繰越金額の推移を常に考慮し、補助金額の見直しを随時行う必要がある。 上記の意見を受けて、減額方向で見直し。
58	社会教育関係団体活動補助金(双海夢走太鼓活動補助金)	120	1	双海和太鼓の会	文化の振興と人間性豊かな青少年の育成を図るために、双海太鼓の会が行う事業に要する経費に対し、補助金を交付する。	双海夢走太鼓の伝承者育成事業 双海夢走太鼓の普及・宣伝事業 青少年の健全育成と地域文化の向上のための催しの開催 その他双海夢走太鼓の保存に寄与する公共的な事業	伊豫之二名島扶桑太鼓保存会(Na.57)と補助金交付要綱を統合する必要がある。 上記の意見を受けて、現行どおり。
59	社会教育関係団体活動補助金(郷土芸能保存会活動補助金)	797	16	門前獅子舞保存会他15団体 (門前獅子舞、安芸お節舞、本太鼓子舞、田舎お節舞、下志田獅子舞、上志田獅子舞、三谷獅子舞、八重中獅子舞、上野原獅子舞、川崎獅子舞、下獅子舞、尾崎獅子舞、川崎獅子舞、三谷獅子舞)	伊予市の伝統芸能の保存・伝承を図るため、市内の伝統芸能保存団体の円滑な活動の奨励及び育成に資するため、活動に要する経費に対し、補助金を交付する。	保存団体が伝統芸能の保存・伝承を図るための活動に要する経費	収支報告について各団体に統一性を持たせ、明確な報告を行うよう指導する。 上記の意見を受けて、当面は現行どおり、後に見直し。
60	各地区公民館運営委員会活動補助金	1,000	9	上郷地区公民館運営委員会 他8団体(上郷、下郷、中村、上野、大平、野中、佐礼、郡中、永木)	伊予市公民館管理規則第5条に基づき、組織した公民館運営委員会の円滑な活動の奨励及び育成に資するため、活動に要する経費に対し、補助金を交付する。	諸謝金・賃金・研修費・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・借料及び燃料・会議費・雑役務費	使途の一部に見直しが必要であり、効果的な補助金の使い方を検討する。 上記の意見を受けて、当面は現行どおり、後に見直し。

No.	補助金等の名称	H18 予算額 (千円)	交付 団体 件数	団 体 名	目 的	対 象	結 論
61	愛媛県人権教育協議会伊予支部活動補助金	8,449	1	愛媛県人権教育協議会伊予支部	すべての基本的人権を尊重し、人権問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進を図り、差別のない社会づくりを構築するため、支部が実施する事業に要する経費に対し、補助金を交付する。	人権・同和教育に関する調査研究及び資料収集並びに配布研究会・学習会・講演会等の開催関係団体との連絡提携	補助金を増額すればそれに比例して効果が上がるものではない。現在の補助で最大の効果を追求することを求める。研究会等への参加費用については、全額補助ではなく一部の自己負担を求める。
62	体育協会・スポーツ少年団団体活動補助金(体育協会補助金)	3,370	1	伊予市体育協会	伊予市の体育振興を図るため、市内の体育協会の運営及び事業に要する経費に対し、補助金を交付する。	社会体育の普及、向上のために行う事業 市内体育関係団体の連絡調整 体育、運動競技若しくはレクリエーションに関する催しの開催 社会体育に関する調査研究事業 市内体育関係団体の育成 その他社会体育の振興に寄与する公共的な事業	上記の意見を付して、減額方向で見直し。 繰越金額の推移を常に考慮し、補助金額の見直しを随時行う必要がある。 上記の意見を付して、当面は現行どおり、後に見直し。
63	体育協会・スポーツ少年団団体活動補助金(スポーツ少年団補助金)	1,160	19	伊予市体育協会(スポーツ少年団19団)	伊予市内のスポーツ少年団等の円滑な活動及び育成を図るために、少年団が行う事業に要する経費に対し、補助金を交付する。	少年団が行うすべての活動経費	同上
計		122,992	172				